

令和7年度
事業計画書



社会福祉法人
国分寺市社会福祉協議会
～お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして～

一 目 次

■ 基本理念

■ 基本方針

■ 重点項目

■ 事業計画

I. 総務課

【1】 法人運営係

1. 総務担当 -3-

2. 貸付担当 -7-

【2】 総合企画係

1. ボランティア活動センター担当 -9-

2. 介護支援ボランティア担当 -13-

【3】 共通

II. 地域福祉課

【1】 地域福祉係

1. 地域福祉コーディネーター担当 -16-

【2】 相談支援係

1. 自立支援担当 -19-

2. 権利擁護担当 -22-

■ 資料

- 令和7年度 国分寺市社会福祉協議会 組織図(令和7年4月1日現在)
- 令和7年度 国分寺市社会福祉協議会 主要会議日程
- 問合せ先一覧
- 情報発信一覧

■ 基本理念

～お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして～

■ 基本方針

コロナ禍の影響や物価高騰など、社会経済情勢が急速に厳しさを増す中、生活困窮世帯、孤独・孤立問題、8050問題などの地域生活課題は、一層複雑化・多様化・深刻化しています。

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和41年に任意団体として設立し、43年に社会福祉法人格を取得して以来、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、常に住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者等との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を構築することを使命とし、その実現に向けて各事業を确实、かつ効果的な展開を図ってまいりました。

令和6年度は、多くの市民の皆さまにご参画をいただき、今後5年間の国分寺の「めざすまちの姿」を示す計画として「第5期国分寺市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を、また、本会の将来を見据えた基盤強化を示す計画として「社協発展・強化計画（以下「発展・強化計画」という。）」を策定いたしました。

令和7年度は、これらの計画のスタートの年であり、国分寺市が策定する「地域福祉計画」、関連分野の他計画などとも相互に連携を図り、活動計画でお示したさまざまな取り組みについて、市民の皆さまと共に創っていきます。

また、令和7年1月に市庁舎が泉町に移転したことを受け、5月には本会の一部機能が「いずみプラザ内」に移転いたします。更に、地域福祉推進の核となる「ボランティア活動センター」についても、今後の事業展開を踏まえ、より効果的、かつ効率的に取り組むため、拠点の統合も視野に入れて、検討を図っていきます。

本会は、地域福祉の推進役として、その使命を果たすべく、役職員が一丸となり、法人運営事業・地域福祉推進事業、とりわけ平成19年に提唱した「ここねっと（こくぶんじ コミュニティ ネットワーク）」を市民の皆さまと共に促進し、地域福祉の充実・推進を目指します。

■ 重点項目

1 第5期国分寺市地域福祉活動計画の推進

- ・ 「第5期国分寺市地域福祉活動計画」(2025-2029)に基づく、様々な地域課題への対策としての包括的な支援体制の構築
- ・ 計画の進行管理を行うため、「評価委員会」を設置し、進行管理と評価および計画の見直しに向けての推進

2 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

- ・ 住民相互の支え合い機能を高めるための「ここねっと」の推進
- ・ 「地域福祉コーディネーター」を中心とした地域や個人へ向けたアウトリーチの視点を持った取り組みの推進
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ 「地区担当制」「地区担当業務」の導入

3 多様化する福祉活動への対応

- ・ 生活困窮者への支援強化
- ・ ボランティア活動センターの機能充実
- ・ 包括的、横断的なコーディネート機能の実施
- ・ 課題解決に取り組む「担い手」の育成

4 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・ 成年後見制度の利用促進(中核機関の推進)と権利擁護機能の充実・強化
- ・ 法人後見業務および法人後見監督業務の充実
- ・ 市民後見人の育成および活躍支援
- ・ 「終活」「身元保証問題」など広義な「権利擁護支援」への取り組みの検討

5 広報・啓発活動の充実

- ・ 社会福祉だより「ふくし」の刷新
- ・ 積極的な SNS の活用

6 持続可能な組織体制の整備

- ・ 新たな財源確保の検討および既存事業の見直し
- ・ 持続可能な組織の運営体制の確立
- ・ 「発展・強化計画」の推進

■ 事業計画

I. 総務課

【1】 法人運営係

1. 総務担当

(事業の目的)

社会構造の変化や社会認識の変化を意識し、従来の前提に捉われず、幅広い視点に立ち、本会が求められる役割を担うために、理事会等を中心とした法人運営の強化を図る。

(1) 法人運営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 評議員会の開催	(1) 評議員会の開催(年2回) (2) 評議員選任・解任委員会	○ 第28期評議員の任期満了に伴い、評議員選任・解任委員会で第29期評議員の選任を行う ○ 評議員選任・解任委員会委員の任期満了に伴い、第1回理事会で選任を行う
② 三役会・理事会の開催	(1) 三役会の開催(年4回) (2) 理事会(年6回)	○ 第30期役員(理事・監事)の任期満了に伴い、第1回評議員会で第31期役員を選任を行う ○ 役員改選後の理事会で、会長・副会長・常務理事の選任を行う ○ 本会が求められる役割を果たせるよう理事会の機能強化を図る
③ 監査	(1) 監事による監査(年2回)	○ 決算監査:5月 ○ 定時監査:10月

(2) 法人経営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 適正な財務管理	(1) 経費の節減 (2) 運営基金の適正な管理 ・ 社協運営積立金 ・ 地域福祉推進基金 (3) 税務顧問(宮内税理士法人)の設置	○ ペーパーレス化を促進し、コピー・印刷経費の節減を図る ○ 運営基金のあり方を、「自主財源プロジェクト」で協議する
② 発展・強化計画の推進	(1) 発展・強化計画の推進	○ 正職職員会議で進行管理を行う ○ 活動計画および地域福祉計画と連携・連動する

(3) 地域における公益的な取り組み

項目	内容	求める効果・変更点
① 国分寺市社会福祉法人連絡会の推進	(1) 国分寺市法人連絡会への参加、事務局機能を担う ・役員会の開催(年4回) ・総会の開催(年1回) ・「福祉のしごと相談・面接会」の開催 ・フードドライブ事業、車いすステーションへの協力	○ 地域公益活動の強化を図る ○ 災害時の連携について検討、協議を行う

(4) 地域福祉活動計画の推進

項目	内容	求める効果・変更点
① 地域福祉活動計画の推進	(1) 「第5期国分寺市地域福祉活動計画」の推進 (2) 「第5期国分寺市地域福祉活動計画評価委員会」の設置	○ 期間:令和7年度～11年度 ○ 評価方法の検討や進捗状況の確認等を行う

(5) 事務局機能の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 事務局機能の強化	(1) 事務局組織の円滑な運営 ・管理職会議の開催(月1回) ・正規職員会議の開催(年6回) ・職員プロジェクトの設置 (2) 人材評価の実施	○ 法人全体で取り組む課題に対し、職員プロジェクトを設置する ○ 法人全体で地域課題に取り組む ○ 人材評価の処遇の検討を図る
② 苦情解決システムの構築	(1) 苦情解決システムの構築 ・苦情解決責任者・担当者の設置 ・第三者委員の設置	

(6) 連絡調整機能の充実・強化

項目	内容	求める効果・変更点
① ふくしのつどいの実施	(1) 「第12回 社協ふくしのつどい」の開催 ・日程:8月9日(土) ・場所:いずみホール	○ 国分寺の福祉推進に貢献のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表すとともに、活動内容を紹介することにより、地域福祉活動の普及啓発を図る ○ 職員プロジェクトを中心に企画・運営する
② 自治会・町内会連	(1) 自治会・町内会連絡会の開催(年2回)	○ 情報提供や情報交換、交流の場

絡会の開催(市共催)	第1回:5月22日・24日 第2回:10月実施予定	となるよう工夫する
③ 地域懇談会の開催	(1) つながる懇談会の開催 ・年4回開催予定	○「ここねっと」における、つながりづくりの一環として、さまざまな人がつながり支え合う地域をめざして懇談会を開催する。
④ その他事業	(1) 関係機関・団体の会議等への委員等派遣および協力 (2) 実習生の受入れ	

(7) 情報発信

項目	内容	求める効果・変更点
① 社会福祉だより「ふくし」	(1) 社会福祉だより「ふくし」の発行 ・発行回数:年3回(4月1日号・6月15日号・1月15日号) ・発行部数:72,000部 ・タブロイド判:4ページ	○ 全戸配布を活かした、市民への情報提供 ○ 誰にでも見やすい紙面の工夫 ○ 4月1日号は、いずみプラザ移転に伴う臨時号として発行する
② Web サイトによる情報発信	(1) 公式ホームページの運営 (2) Facebook の運営 (3) Instagram の運営	○ 随時必要な情報を提供する
③ マスコットキャラクター	(1) マスコットキャラクター「ふくすけ」の活用	○ 様々な広報媒体で活用する ○ ふくすけグッズ制作・販売の検討
④ その他	(1) 国分寺市内のイベントへの参加 (2) リーフレット、パンフレットの作成 (3) 社協 PR 動画の作成(検討)	○ 本会事業のPRや「ふくすけ」グッズの販売、各担当の専門性を活かした相談ブース設置など、イベントの内容に応じて対応する

【マスコットキャラクター「ふくすけ」】



(8) 自主財源の確保

項目	内容	求める効果・変更点
① 会員会費増強運動の実施	(1) 会員会費増強運動の実施 ・増強月間:7月1日～7月31日 (実施目標) 会 員 数:3,200 人 寄 付 者 数:9,000 人 会 費:3,800,000 円 寄 付:1,100,000 円	○ 会員会費や寄付金の用途や効果を広報紙やWebを活用し発信する ○ 市内の企業向けに地域貢献を広くPRする ○ 口座振替を徐々に定着していく ○ キャッシュレス決済の周知
② 自主財源確保	(1) 自主財源の確保 ・「ふれあい募金箱」の設置 ・「社会貢献型自動販売機」の設置 ・社会福祉だより「ふくし」有料広告の掲載 ・「使用済み切手」「使用済みインクカートリッジ」「不要入れ歯」の回収	○ 新たな財源確保に向けた検討をすすめる
③ 募金事業	(1) 歳末たすけあい・地域福祉活動募金の実施 ・実施時期:12月1日～12月31日 ・募金目標:4,200,000 円 (2) 赤い羽根・共同募金運動の実施 実施時期:10月1日～10月31日 募金目標:3,600,000 円 ・東京都共同募金会国分寺地区協会の設置・運営 ・国分寺地区配分推せん委員会の開催(年1回)	○ キャッシュレス決済の周知 ○ 街頭募金を実施する ○ 募金の用途や効果を広報紙やWebを活用し発信する
④ 財源確保の検討	(1) 自主財源確保に関するプロジェクトチームの設置	○ 長期的な財政基盤の確立を図る

(9) 国分寺市との連携・強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 国分寺市との連携	(1) 地域共生推進課との連携	○ 担当間との連携強化
② 国分寺市敬老会の開催(市共催)	(1) 国分寺市敬老会の開催 ・長寿祝い品の贈呈 ・表敬訪問の実施	○ 市民への周知強化

2. 貸付担当

(事業の目的)

低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付とあわせて世帯への継続的な相談支援を行うことにより、その経済的自立および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として支援を実施する。

また、地域福祉課(自立支援担当、権利擁護担当、地域福祉コーディネーター担当)や民生委員・児童委員等の各関係機関と連携し、生活困窮者の自立の促進を図る。

(1)生活福祉資金の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

項目	内容	求める効果・変更等
① 生活福祉資金貸付制度の受付業務	(1) 低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 【資金種類】 生活福祉資金(教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・要保護不動産担保型生活資金)、臨時特例つなぎ資金	○ 生活困窮者に対し、経済的支援と継続的な相談支援を行うことで、世帯の自立を促すとともに必要に応じて各関係機関へつなぐきっかけとする。
② 特例貸付借受人へのフォローアップ支援(緊急小口資金・総合支援資金)	(1) フォローアップ支援 新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業などによる「特例貸付」の借受人世帯へ、自立相談支援機関と連携し償還および生活再建に向けた積極的なフォローアップ支援を図る。 【基本事業】 ・償還猶予や少額返済に関する相談支援 【任意事業】 ・長期滞納者を対象とした訪問調査 ・郵送や架電などによる生活状況の確認	○ 長期にわたる償還期間の間、借受人世帯からの償還に関する相談に加えて、複合的な課題に対する相談を受けることで、世帯の経済的自立につなげる。また必要に応じて各関係機関へつなげる。
③ 広報・普及啓発活動	(1) 社会福祉だより「ふくし」およびホームページに掲載する他、民生委員・児童委員や各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る。	○ 各広報媒体を活用する他、関係機関への事業説明を行い、事業の効果的な周知を図る。

(2) 独自事業

項目	内容	求める効果・変更等
① 応急援護資金貸付事業	(1) 法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるために必要な緊急の生活費の貸付を行う。 【貸付限度額:50,000円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する。 ○ 事業の見直しを検討する
② 緊急援護費等貸付事業	(1) 住所不定者等に対し、交通費の貸付を行う。 【貸付限度額:500円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する。

(3) 他機関・他部署との連携

項目	内容	求める効果・変更等
① 自立生活サポートセンターこくぶんじ(自立相談支援機関)との連携	(1) 相談者および借受人の自立に向けて、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建を目指して総合的な支援を行う。また、特例貸付借受人へのフォローアップ支援においても、償還猶予にかかる相談支援や長期滞納者を対象とした訪問調査など連携して実施する。	○ 償還に関する支援とあわせて生活上の困りごとを伺い必要な支援へつなげることで、世帯の自立の促進を図る。
② 北多摩西部ブロック生活福祉資金担当者会議への出席	(1) 北多摩西部ブロック内の社協と同行および情報共有を行うために、担当者会議に出席する。さらに上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣する(年1回)。	○ 近隣市の貸付の動向や支援状況を把握し、情報共有を図るとともに参考となる他市の取組みを取り入れる。

【2】 総合企画係

1. ボランティア活動センター担当

(事業の目的)

ボランティア活動や市民活動・まちづくりに関する総合の相談窓口、情報の発信、活動の拠点などさまざまな機能があり、ボランティアをしたい人(団体)と、してほしい人(団体)のコーディネートを行う。

市民、特に若い世代のボランティアや地域活動の増加を目指し、ボランティア活動センター(略称:ボラセン)の機能を周知し、活用いただくことで市民活動や地域活動の活性化を図る。

(1) ボランティア・市民活動の推進

項目	内容	求める効果・変更点
① 「ボランティア活動センターこくぶんじ」の運営	(1) ボランティア活動センターこくぶんじ運営ビジョン(2024~2028)の実行 (2) ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会の開催(年6回) (3) ボランティア・市民活動相談の実施・来所、訪問、電話、メール等により実施	○ ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援する ○ ボランティア・地域活動の推進と、ボラセンの周知および活用促進を目的に「シンポジウム」の開催について検討し、必要に応じて「小委員会」を設ける。
② 「団体登録制度」の実施	(1) 団体登録制度の実施 (2) 登録団体連絡会の開催(年2回) 実施予定:7月10日、令和8年2月5日 (3) いきいきふれあいサロン活動・立ち上げ支援	○ ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力、連携を推進し、活動がより効果的に展開するように取り組む ○ 登録団体が利用できるサービスの見直しを行う
③ 「ここねっと推進助成事業」の実施	(1) ここねっと推進助成事業の実施 対象:登録団体 助成内容:事業に要する経費等 募集:年2回(前期・後期) (2) 「助成金審査会」の開催(年2回)	○ 効果的な支援策としての助成事業の見直しを図る
④ 貸出事業	(1) 会議室、地域ふれあい備品の貸出事業の実施 対象:会員会費への協力団体(登録団体、自治会・町内会、老人クラブ、社協団体会員等) 利用料:上記団体は無料 (2) 車いす貸出事業の実施(無料) 貸出期間:1か月	○ 令和7年度より図書の貸出は廃止 ○ 事業継続のため有料化について検討を図る ○ 令和7年度より貸出期間を1か月に短縮する
⑤ 貸出用車いすの整備	(1) 車いす整備ボランティア活動の実施(月2回)	

(2) 広報活動事業(情報収集・発信)

項目	内容	求める効果・変更点
① ボランティア・市民活動の情報提供	(1) 「ボランティア活動センターこくぶんじだより」の発行 ○ 発行回数:年2回(6月15日号・令和8年1月15日号) ○ 発行部数:72,000部 (2) 「ようこそボランティアの家へ」の発行 発行部数:800部 (3) ボラセンホームページの運営 (4) Blog の活用 (5) X(旧Twitter)の活用 (6) Instagram の活用 (7) YouTube の配信 (8) メルマガ(隔週水曜発行)の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉だより「ふくし」の紙面の一部を活用 ・ Web 版をホームページに掲載し、順次更新する
② ロゴマークの活用	(1) 「ロゴマーク」の活用  <small>ボランティア活動センター こくぶんじ</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に活用する

(3) 研修・講座等によるボランティア活動の普及・推進

項目	内容	求める効果・変更点
① 体験ボランティア事業の実施	(1) 2025夏体験ボランティアの実施 実施期間:7月~8月 対象:学生を中心に、ボランティア活動に興味はあるが、始める方法が分からず一歩が踏み出せない方など 参加説明会:YouTube 配信 施設説明会:YouTube 配信予定 振り返りの会:8月実施予定 (2) 「ふくし体験プログラム」の実施 対象:市内小中学校、自治会・町内会、老人クラブ、企業など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験を通じてこれからの国分寺のまちづくりや、福祉を担う人材の育成を目指す ・ 地域社会や福祉への理解・関心を高め、社会参加への意欲を高める ○ 協力団体・協力者等の協力を得て、プログラムを実施し、当事者の理解を深める ○ 協力団体・協力者等の拡大を図る ○ プログラムの内容を検討する

②「ボランティア講座」の開催	(1)「ボランティア講座」の開催 ①ボランティア入門ミニ講座 実施予定:4月～11月 ②ボランティア入門ミニ講座～先輩 ボランティアから話を聞こう～ 実施予定:6月 ③学校や団体等での福祉体験サポート ボランティア養成講座 実施予定:7月 (2)「ボランティア交流会」の開催 実施予定:12月 (3)災害ボランティア養成講座 実施予定:令和8年2月	○ 新たな人材確保と育成を目的に実施する ○ 参加者が活動につながるようフォローアップを行う ○ (1)-①は、介護支援ボランティア説明会と同時開催
----------------	--	--

(4)「地域支え合い活動(見守り・声かけ活動)」の推進

項目	内容	求める効果・変更点
①「地域支え合い活動(見守り・声かけ活動)」の推進	(1)「地域支え合い活動」の推進 地域活動のはじめの一歩として、お互いに「見守り・見守られる」関係であることを意識した「地域支え合い活動」を推進する。 (2)黄色い腕章の貸出	○ 協力者増加を目指しての広報。

(5)「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
①「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施	(1)「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施(市内10地区) (2)「地域交流会連絡員会議」の開催(年2回) 実施予定:4月18日、令和8年3月17日	○「参加者」「ボランティア」へのアンケート(令和6年度実施)を踏まえ、交流会の推進体制やあり方などについて検討を図る

(6)「見守り訪問事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
①「見守り訪問事業」の実施	(1)見守り訪問事業の実施 ひとり暮らしや日中独居の高齢者、その他高齢者に限らず見守りを必要とする方のご自宅を、見守りサポーター(ボランティア)が訪	○ 孤立・孤独の防止を図る ○ 見守りサポーターの拡大を目指す

	問する。 (活動内容) 話し相手を基本に、囲碁・将棋・趣味活動の相手、外出(散歩・買い物等)の付き添いなど	
--	---	--

(7)「生活応援事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
① 生活応援事業の実施(自立SCとの協働事業)	(1) 生活応援事業の実施(第3土曜日) 対象:生活にお困りの方 内容:食品詰め合わせの無料配布 備考:事前申込 先着順 50世帯 (2) 暮らしの相談会の実施 生活応援事業の利用に合わせて自立SCによる相談 (3) フードドライブの実施 ①市民等への協力周知 ②市内企業や団体等との連携	○ 令和7年度は、7月からスタートする ○ 自立SCとの協働により実施する

(8)その他

項目	内容	求める効果・変更点
① 学生ボランティア等支援	(1) 早稲田実業学校(中等部1年生)への支援 ① 講演会の開催 ② ボランティア活動のコーディネート ③ 生徒会との連携 (2) 東京経済大学への支援 ① インターンシップの受入れ ② ボランティアサークル「Clover(クローバー)」との連携 ③ 地域連携センターとの連携	○ 近隣市の大学等へ積極的に働きかける ○ 学校との連携を活かし、地域とのつながりを設けることを目指す
② 通年受付の自宅でできるボランティアの実施	(1) 不要になった本・CD・DVD・BD等の回収 (2) ウェス作成	○ 回収場所、保管場所の検討

2. 介護支援ボランティア担当(国分寺市元気高齢者地域活躍推進事業)(国分寺市委託)

市内在住で65歳以上の方が、市内の登録されている介護保険施設等でのボランティア活動を通して地域貢献することを推奨および支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の実現、生きがいづくりの促進を目的として実施する。

項目	内容	求める効果・変更点
① 介護支援ボランティア事業の実施	(1) 広報活動(チラシ・SNS等の活用) (2) 新規登録者説明会の開催 実施:4月~11月 (3) 介護支援ボランティアスタンプ手帳の発行 (4) ボランティア保険への加入 (5) 交付金の交付 (6) 担当課との協議(年2回)	○ 新規登録説明会の回数を増やすことで、登録者の増加に努める
② 施設・ボランティアの相談受付	(1) 介護支援ボランティアおよび受け入れ施設等の相談対応	
③ 受け入れ先の確保	(1) 受入施設(継続)の支援 ・募集活動内容の確認および調整 ・意見交換会の実施 (2) 新規受入施設の確保	○ 施設に訪問し事業説明を行い、受け入れ先の確保に努める

【3】 共通

(1)災害に備えた取り組み

項目	内容	求める効果・変更点
① 関係団体との連携	(1) 国分寺市との連携 ・「国分寺市防災会議」「防災担当者会議」への参加 ・「国分寺市総合防災訓練」への参加 (2) 国分寺青年会議所との連携 ・合同研修の開催(年1回) (3) 東京都社会福祉協議会との連携 ・災害時連絡窓口の設置 (4) 協定書の締結 ・「災害時のボランティア派遣に関する協定」(国分寺市) ・「災害時における協力に関する協定」(国分寺青年会議所) ・「災害時相互支援協定」(東京都社会福祉協議会)	○ 日常的に関係団体との関係を強化し、災害時においても連携が図れる仕組みづくりを目指す

	・「北多摩西部ブロックにおける災害ボランティアセンターの相互協力に関する協定」(北多摩西部ブロック社協)	
② 災害に備えた準備	(1) 災害プロジェクトチームの設置 ・「災害時の職員行動マニュアル」の点検 ・「BCP(事業継続計画)」の点検 ・災害時初動訓練の実施 ・「災害ボランティアセンター」設置・運営訓練の実施	
③ 災害ボランティアセンター	(1) 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の改定 (2) 資機材の整備 (3) 「災害ボランティアセンター」設置・運営訓練の実施 (4) 「災害支援ボランティア登録制度」の実施	

(2)ここねっとの推進

項目	内容	求める効果・変更等
① ここねっとの啓発	(1) ここねっとの啓発 ・住民が主体となり、様々な活動形態や地域の特性に応じた福祉コミュニティづくりの創出(組織化) ・住民同士がお互いに顔の見える関係が作れる場(住民懇談会など)および活動(小地域福祉活動)の推進 (2) 「つながる懇談会」の開催(再掲)	○ この活動を通じて、地域の課題や問題を共有し、協議をすすめる中で住民同士がお互いに支え合い、助け合いながら困り事などの解決を図っていくことを目指す ○ 法人全体で取り組む
② ここねっとの推進	(1) 推進体制の構築 ・地区担当制(東・西)の導入 ・地区担当業務	

(3)ボランティアステーション

項目	内容	求める効果・変更等
① 「ボランティアステーション」の設置	(1) ボランティアステーションの設置 ・車いすステーション設置(貸出期間:最長2週間 料金:無料)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい募金箱設置 ・自動販売機設置 ・社会福祉だより「ふくし」配架 ・イベントのポスター、チラシ等掲示 ・その他(空きスペースの貸出など) 	
②ボランティア保険等の加入受付事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア保険 (2) 行事保険 (3) 行事保険(当日参加対応型) 	○ 保険加入者の負担軽減を図るため、振込用紙を金融機関窓口に設置できるよう努める

Ⅱ. 地域福祉課

【1】地域福祉係

1. 地域福祉コーディネーター担当

(事業の目的)

生活する上でどこに相談したらよいかわからない困りごとや地域で気になることなど幅広い相談に対応する個別支援と、地域活動の立ち上げや運営に関する相談などに対応する地域支援を一体的に行い、市および支援関係機関、ボランティア等と連携し包括的な支援体制の構築を目指す。

(1) 総合相談支援業務

(2) 継続的・専門的な相談支援業務

項目	内容	求める効果・変更点
① 総合相談	(1) 総合相談の実施 ・地域におけるあらゆる相談に幅広く対応し、世帯全体やその取り巻く環境を含め、支援を行う。 ・様々な手段による相談の実施 実施方法: 来所・電話・訪問・メール等	○ どこに相談したらよいかわからない相談を受け止め、必要な支援関係機関等につなぐ等の支援を行う。 ○ 様々な手段で対応し、的確な状況把握を行う。専門的・継続的な関与又は、緊急対応の必要性を判断する。
② 丸っとふくまど (福祉の総合相談窓口)	(1) 市役所2階 地域共生推進課窓口 日時: 毎週水曜日 午前9時～午後5時 (2) 出張福祉の総合相談窓口(月2回程度)	○ 相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関と連携を図り支援に取り組む。 ○ 出張福祉の総合相談窓口の実施回数を増やす。

(3) 地域におけるネットワークの構築

項目	内容	求める効果・変更点
① 他分野との連携	(1) 教育分野の支援関係機関と連携 (2) 動物・環境分野の支援関係機関と連携	○ 不登校の子どもやその親のサポートができる居場所づくりに向けた体制を構築する。 ○ 動物・環境分野に関わる地域状況やニーズを把握し、支援関係機関や地域活動とのネットワークを構築する。
② コーディネーター連絡会	(1) コーディネーター連絡会の開催 実施予定: 10月 ※権利擁護担当と共催で実施(実施事業名「権利擁護関係機関連絡会」)	○ 関係機関同士の顔の見える関係づくりを行い、円滑な連携を行う。

③ 民生委員・児童委員との地区懇談会	(1) 民生委員・児童委員と顔の見える関係をつくり、連携強化を図る。 実施予定:令和8年2月	○ それぞれの取り組みを理解し合い、相互に協力し合える関係性をつくる。
④ 様々な関係機関の会議や地域活動への参加	(1) 様々な関係機関の会議や地域活動等に参加し、ネットワークづくりと、地域状況やニーズを把握する。	○ 関係機関や地域活動とのネットワークづくりと、地域状況やニーズを把握する。
⑤ 社会資源の把握	(1) 各部署と連携して、社会資源の把握を行う。	○ 社会資源を把握・整理することで、不足しているニーズと資源開発につなげる。
⑥ つながる懇談会への参加	(1) 地域住民や関係機関等が集まるつながる懇談会へ参加する。	○ 地域づくりに向けたネットワークをつくり、地域課題の把握や連携強化を図る。

(4) 多機関協働事業等

項目	内容	求める効果・変更点
① 多機関協働事業	(1) 支援会議への参加 (2) 重層的支援会議の開催 複雑化・複合化した支援ニーズがある事例について支援プランの策定を行う。 実施予定:7月、10月 (3) 社会資源の開発に向けた検討を行う。	○ 行政や支援関係機関等が連携し、包括的な支援体制の構築をする。
② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	(1) 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。	○ 本人と信頼関係を形成し、関係性をつくる。
③ 参加支援事業	(1) 本人のニーズを把握し、既存の社会資源に働きかけ、本人のニーズや状態にあった社会参加を支援する。 (2) 自立生活サポートセンターとの連携 (3) 社会福祉法人連絡会との連携・強化	○ 社会参加できる場を増やし、本人が身近な地域で社会参加できる。 ○ 市内の企業とも連携を図る。

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

項目	内容	求める効果・変更点
① 重層的支援体制整備事業講演会	(1) 市民・支援関係機関等へ重層的支援事業の周知を行う。 実施予定:12月	○ 事業の周知および支援関係機関との連携強化を図る。
② 団体支援	(1) 地域団体への立ち上げ、運営支援	○ 地域における共助の取り組み

	等の必要な支援を行う。	を活性化する。
--	-------------	---------

(6) 地域福祉コーディネーターの活動内容周知業務

項目	内容	求める効果・変更点
① 公民館まつりへの参加	(1) ほんだ公民館まつりへの参加 実施予定:5月 (2) ひかり公民館まつりへの参加 実施予定:10月	○ 地域の身近なイベントに参加し、本事業の周知につなげ、地域活動や関係機関との連携につなげる。
② 関係機関への事業説明	(1) 各関係機関事務所に出席、事業説明を行う。	○ 本事業の理解を深め、包括的な支援体制の構築につながる。
③ 広報活動	(1) SNS の活用 (2) パンフレットや広報誌による周知 ・パンフレットの配布 ・市報の折り込み (3) 福祉の総合相談窓口の周知	○ 地域福祉コーディネーターの支援内容や役割等を理解してもらい、相談や連携につなげる。 ○ 丸っとふくまどのキャラクターを活用する

(7) 研修等の受講

項目	内容	求める効果・変更点
① スーパービジョンの実施	(1) スーパーバイザー(SV)の配置 SV:武蔵野大学 熊田博喜 教授 (2) スーパービジョンの実施(年5回) 実施予定:4月、6月、9月、12月、 令和8年3月	○ 地域福祉コーディネーターの実践力の向上等を図る。
② 研修や勉強会等の参加	(1) 業務を遂行するための各種研修や地域ごとに開催される勉強会等に参加する。	○ 専門職としての知識や情報を取得し、専門性を向上する。

【2】 相談支援係

1. 自立支援担当

(事業の目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題などを抱えた市民を対象に、専門の相談員が継続的かつ包括的な支援を実施し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指す。

また、関係機関との連携や社会資源の把握や開発、市民への啓発を行い、誰もが孤立しない地域づくりを目指す。

(1) 生活困窮者自立支援事業 個別の相談支援

項目	内容	求める効果・変更等
① 自立相談支援事業(必須)	(1) 経済的な問題に関する総合相談窓口 お金や仕事、生活などに関する総合的な相談を受ける (2) 個別支援計画(プラン)の作成 課題解決のため、相談者とともに個別支援計画(プラン)を作成し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う	(目標値) ○ 新規相談件数:410件 ○ プラン作成件数:160件
② 住居確保給付金(必須)	(1) 住居確保給付金の支給 離職や減収等により住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、就職活動の実施などを条件に有期で家賃相当分(上限あり)を支給する(支給決定は国分寺市が行う)	○ 就職活動中の住まいの安定を図る
③ 就労準備支援事業(任意)	(1) プログラムの作成 日常生活自立や社会自立など、就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の基礎能力の形成に向けて、個々に合わせて支援プログラムを作成する 例)生活リズムを作る練習、簡単な軽作業、農作業、ボランティア活動 (2) 「ちょいジョブ」の開催(月1回程度) 軽作業による就労体験やコミュニケーションを取る機会を提供する	○ 活動に参加し、就労体験や社会参加を行うことにより、就労に向けた準備や必要な知識、技術を身につける ○ 社会資源を活用・開発することにより、多様な対象者に合わせたオーダーメイドの支援を目指す
④ 家計改善支援事業(任意)	(1) 家計状況の「見える化」を通じて、自ら家計を管理できるように支援を行う (2) 利用できる制度や関係機関の紹	○ 家計の状況を本人が把握し、自ら家計管理が出来るようになることを目指す

	介、専門窓口での債務整理、貸付のあっせんを行い、生活に向けた支援を行う	
⑤ 子どもの学習・生活支援事業 (任意)	<p>(1) 無料学習塾の実施 経済的困窮などにより子どもの学習環境を整えることが困難な世帯を対象に、無料学習塾を開催する 【対象】小学3年生から中学3年生(通塾者は高校進学後も利用可能) 【開催日】水・木・土曜日 【場所】市内3カ所(戸倉、本町、西町)※受託事業者:「特定非営利活動法人 一粒の麦」</p> <p>(2) 世帯全体の支援 保護者との定期面談を行い、進路や養育などに関する世帯全体の支援を行う</p> <p>(3) 学習担当者会議</p>	<p>○ 子どもの学習習慣の獲得、社会的な居場所づくり、社会性の向上を目指す</p> <p>○ 世帯全体の支援を通じて「貧困の連鎖」を防止し、安心・安全に暮らせる地域づくりを目指す</p> <p>○ 関係機関との会議を通じて事業の円滑な実施を図る (目標値)</p> <p>○ 事業利用者数:45人</p>

(2)生活困窮者自立支援事業 生活困窮者支援を通じた地域づくり

項目	内容	求める効果・変更等
① 社会資源の活用	<p>(1) 社会資源の把握 地域の社会資源を把握し、活用する</p> <p>(2) 社会資源の開発 既存の社会資源を把握し、不足している社会資源の開発を行う</p>	<p>○ 地域の多様な社会資源を活用し、本人のニーズに合った個別的な支援を目指す</p> <p>○ 必要に応じて社会資源の開発を行い、個別的・創造的な支援を目指す</p>
② アウトリーチ	<p>(1) 生活応援事業の開催(年9回) 食品の無料配付・暮らしの相談会を実施する</p> <p>(2) 食料支援(随時) フードドライブで収集した食品を生活にお困りの方や関係機関へ提供し、訪問等のきっかけとする</p> <p>(3) 丸っとふくまどへの参加(再掲) 地域福祉コーディネーターが主催する福祉の総合相談窓口(丸っとふくまど)へ参加する</p>	<p>○ ボランティア活動センター担当との協働事業</p> <p>○ 生活応援事業の開催(7月から月1回)を通じ、継続的な支援を目指す</p> <p>○ 相談につながっていない方のアウトリーチを実施し、早期的な支援を目指す</p>

③ 国分寺市との連携	(1) 支援調整会議(月1回) アセスメント結果と個別支援計画案をもとに、支援の適切性を総合的に判断し、支援方針を決定する (2) 進行管理部会(年2回)、連絡会(年1回) 所管課:生活福祉課 (3) 就労支援地域連絡会(年2回) 所管課:経済課	○ 個別支援について生活保護制度所管課からの視点を取り入れる ○ 庁内各課との情報共有や事業周知を行い、円滑な事業実施を目指す ○ 第三次国分寺市就労支援プランに基づき、市内の就労支援を推進する
④ ハローワーク立川との連携	(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用 ハローワーク立川の就労支援ナビゲーターと連携し、就労支援を行う (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会への参加	○ より専門性の高い就労支援を行う ○ 近隣市の支援状況把握し、参考となる他市の取り組みを取り入れる
⑤ 医療機関との連携	(1) 特別診療券の発行 医療費の捻出が困難な方を対象に、特別診療券を発行する 【発行先】国分寺病院、多摩済生病院、桜町病院	○ 特診券の利用をきっかけに、公的制度の利用や就労へつなぐ
⑥ 関係機関とのネットワークづくり	(1) 関係機関への事業説明の実施	○ 関係機関と顔の見える関係を築き、包括的な支援体制の構築につなげる
⑦ 市民への啓発	(1) 事業の普及啓発 SNSやリーフレット、広報誌を活用した情報発信を行う	○ 生活困窮者に対する地域理解を促進する

(3)受験生チャレンジ支援貸付窓口運営事業

項目	内容	求める効果・変更等
① 「受験生チャレンジ支援貸付事業窓口」の運営	(1) 一定所得以下の世帯である、中学校3年生と高校3年生等を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行う 【申請締切日】令和8年1月30日	○ 貸付決定目標件数:75件
② 広報・普及啓発	(1) 本会ホームページや国分寺市報に掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や自治会等各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る	○ 事業周知による関係機関との連携の強化や新規相談者の獲得、事業の見える化を図る

2. 権利擁護担当

(事業の目的)

「認知症になっても障害があっても誰もが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域づくり」を目指し、次の事業を実施する。

(1) 権利擁護センターこくぶんじの運営

(2) 福祉サービス総合支援事業(市委託事業)

(事業の目的)

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口として、福祉サービスの利用に係る相談業務および判断能力の不十分な人の権利擁護に係る相談業務を行うことを目的とする。

項目	内容	求める効果・変更点
① 相談支援事業	(1) 総合相談福祉サービス 福祉サービス全般の相談に来所・訪問・電話・メール等で職員が対応する。 (2) 専門相談(月1回×3コマ) 高齢者や障害者を対象にした「ふくし法律相談」に弁護士が対応する。 (3) 苦情相談 福祉サービスの利用に関する苦情に対し、職員が一定の調整を図る。 (4) 丸っとふくまどへの参加(再掲) 地域福祉コーディネーターが主催する福祉の総合相談窓口(丸っとふくまど)へ参加する。	○ ふくし法律相談では「終活」等の相談もできることを周知する。
② 苦情対応窓口の設置	(1) 国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会の設置 苦情相談に対し職員が一定の調整を図るが終結しない場合や苦情申立があった際に開催し、解決を図る。	○ 苦情対応機関であることを関係機関向けに周知啓発を図る。 ○ ホームページを修正し対象者や対応方法をより分かりやすく表記する。
③ 顧問弁護士の設置	(1) 顧問弁護士の設置 顧問弁護士:伊達俊二弁護士	○ 権利擁護支援のため適宜法的なアドバイスを受ける
④ 広報活動	(1) ホームページ上での適宜の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2) 関係機関や団体向けに事業説明の機会を積極的に得る。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。 (3) ニュースレターの発行(年1回)	○ Facebook 等の SNS ツールを積極的に活用する。 ○ 法人内の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する。

(3)成年後見活用あんしん生活創造事業(市委託事業)

(事業の目的)

成年後見制度の利用を促進するための体制整備および事業の実施を支援することにより、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

項目	内容	求める効果・変更点
① 中核機関の運営	<p>(1)広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度講演会(年1回) ・出張講座への協力(随時) ・パンフレット等の配布 ・事業説明の機会の確保 <p>(2)相談支援事業</p> <p>成年後見制度の一般的な説明、相談に来所・訪問・電話・メール等で職員が対応する。専門性の高い相談の場合は専門相談等を案内する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談(月1回×3コマ) <p>「成年後見専門相談」に司法書士または社会福祉士が対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会(年1回) <p>(3)成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援検討会議(月1回) ・後見人等候補者の受任調整 ・市民後見人候補者推薦会議(随時) <p>(4)後見人の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人懇談会(年1回) ・法人後見実施団体との懇談会 ・チーム支援やモニタリングの実施 ・市民後見人受任者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動には市民後見人後見活動メンバーに積極的に関わってもらうことで地域共生社会の実現を図る。 ○ 講演会と個別相談会を同日開催することで集客の相乗効果を図る。また参加者の負担軽減を図るため、夏季開催から秋季開催へ変更する。 ○ 個別相談会は年1回に変更する ○ 成年後見制度のみならず、「おひとり様」や「終活」などの総合相談に応じられるよう相談内容を拡充する。 ○ 関係機関に権利擁護支援検討会議の周知を図り、権利擁護支援が必要なケースの早期発見・早期対応を目指す。 ○ 親族後見人懇談会は近隣社協と共催することで参加者の確保と有意義な情報交換に努める。
② 市民後見人の育成	<p>(1) 市民後見人フォローアップ講座(年4回)</p> <p>(2)研修の機会の提供</p> <p>(3)生活支援員の登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ モチベーションの維持と受任可能メンバーの増員を図る。 ○ フォローアップ講座の内容を体系化し、必要な研修を漏れなく受講できるよう工夫する。
③ 法人後見業務	<p>(1)身上保護</p> <p>(2)財産管理</p> <p>(3)業務状況を運営委員会へ報告し助言を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行のケースを通じ、法人後見協力員の登用や市民後見人への移行を検討し、本会が担うべき案件を引き続き模索する。

	(4)実務マニュアルの改定	
④ 法人後見監督業務	<p>(1) 監督業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに年1回の指定月に監督人として家庭裁判所に定期報告・報酬付与申立を行う。 ・市民後見人より案件ごとに3か月に1回業務報告を受け、身上保護や財産管理状況を監督する。 <p>(2) 支援活動</p> <p>緊急用電話(夜間・休日対応)の所持、貸金庫の利用、損害保険料の助成などを通し、市民後見人の活動を支援する。</p> <p>(3) 実務マニュアルの改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人後見監督人の役割や支援内容を精査する。 ○ 必要に応じて専門職や家庭裁判所に相談する。
⑤ 運営委員会の設置・運営	<p>(1) 運営委員会の開催(年2回)</p> <p>権利擁護センターの事業、運営方針、取組状況等について助言・指導を受ける。</p> <p>(2) ワーキンググループの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度より年2回に変更。 ○ 権利擁護支援検討会議を活用しワーキンググループを展開する。
⑥ 権利擁護地域連携ネットワーク会議の設置・運営	<p>(1) 権利擁護地域連携ネットワーク会議の開催(年2回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度より年2回に変更。 ○ 事務局は権利擁護センターおよび所管課が務める。
⑦ 地域連携ネットワークの活用	<p>(1) 権利擁護関係機関連絡会(年3回)</p> <p>※うち1回を地域福祉コーディネーター担当と共催(実施事業名「コーディネーター連絡会」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部署と協働開催することで有機的な連携や相乗効果を図る。
⑧ つながる懇談会への参加	<p>(1) 地域住民や関係機関等が集まるつながる懇談会へ参加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに向けたネットワークをつくり、地域課題の把握や連携強化を図る。

(4)その他(市委託事業)

(事業の目的)

緊急に保護が必要になった判断能力の低下した高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、金銭管理等が特に必要な方に対して民法に規定する事務管理を緊急かつ一時的に実施する。

項目	内容	求める効果・変更点
①緊急一時事務管理	<p>(1)高齢者緊急一時事務管理</p> <p>(2)知的障害者等緊急一時事務管理</p>	

(5)地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会委託事業)

(事業の目的)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方が地域で安心・安定した生活を送れるよう、本会との契約により福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。

項目	内容	求める効果・変更点
①安定した事業実施	(1) 内部ケース会議の開催(月2回) (2) 関係機関との連携強化 (3) 他地区との連携 東京都社会福祉協議会や北多摩西部ブロック社協の権利擁護担当部署と連携を図る。	○ ケースの増加に応じ、内部ケース会議の開催を増回する。
②担い手(生活支援員)の育成	(1) 支援員マニュアルの改定 (2) 事故防止と再発予防 (3) 懇談会・研修会の開催	○ 定期的な公募を行い、人材の確保に努める
③広報活動(再掲)	(1) ホームページ上での適宜の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2) 関係機関や団体向けに事業説明の機会を積極的に得る。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。	○ 法人内の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する。

(6)その他

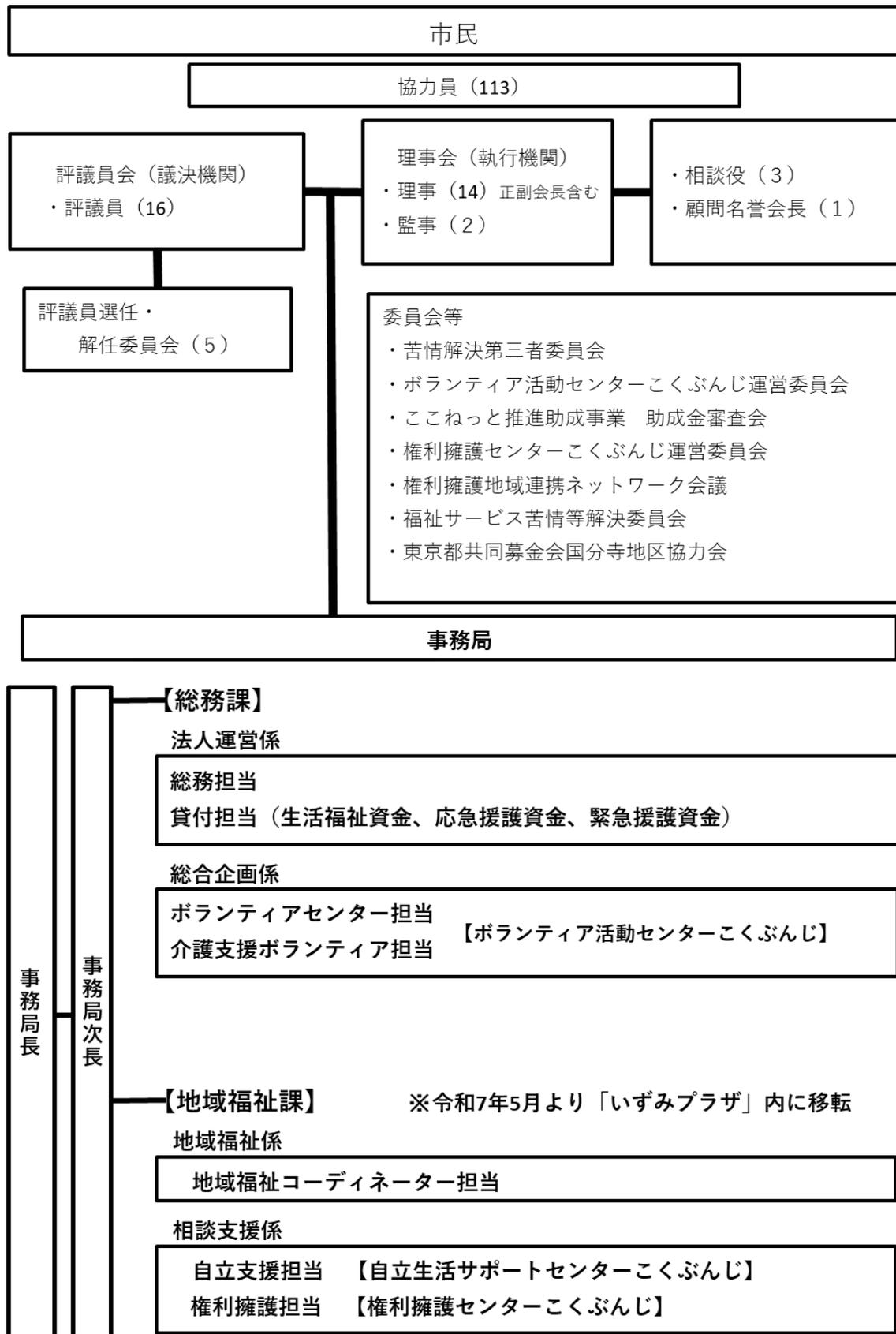
項目	内容	求める効果・変更点
①職員の資質向上・連携強化	(1) 研修や会議に積極的に参加する。	
②新たな権利擁護支援	(1) 地域課題を集約し分析する (2) 都内および近隣他地区の動向について情報収集する	○ 既存事業では対応できない新たな地域課題に対する支援体制等の検討を図る。

(主な日程)

会議名	日程等
成年後見専門相談 相談員:司法書士(偶数月) 社会福祉士(奇数月)	4月10日、5月15日、6月12日、7月10日、8月14日、 9月11日、10月9日、11月13日、12月11日、 令和8年1月15日、2月12日、3月12日 ※原則第2木曜日 午後1時半～4時半
ふくし法律相談 相談員:弁護士	4月24日、5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、 9月25日、10月23日、11月27日、12月25日、 令和8年1月22日、2月26日、3月26日 ※原則第4木曜日 午後1時半～4時半
権利擁護センターこくぶんじ運営委員会	4月17日(木)、10月16日(木)
権利擁護地域連携ネットワーク会議(協議会)	7月17日(木)、令和8年1月22日(木)
成年後見制度講演会	12月6日(土)に同日開催
個別相談会	
権利擁護支援検討会議	毎月第3水曜日 午後
市民後見人フォローアップ講座	5月17日(土)、9月27日(土)、 令和8年1月17日(土)、3月予定
権利擁護関係機関連絡会	5月23日(金)、令和8年2月予定
親族後見人懇談会	9月開催予定
登録型生活支援員懇談会	5月17日(土)、11月8日(土)

■ 資料

➤ 令和7年度 国分寺市社会福祉協議会 組織図(令和7年4月1日現在)



➤ 令和7年度 国分寺市社会福祉協議会 主要会議日程

会議名	日程
評議員会(年2回)	6月27日(金) 令和8年3月27日(金)
三役会(年4回)	5月20日(火) 8月26日(火) 11月4日(火) 令和8年2月24日(火)
理事会(年6回)	6月9日(月) 6月27日(金) 9月10日(水) 12月9日(火) 令和8年3月10日(火) 令和8年3月27日(金)

➤ 問合せ先一覧

部署名		連絡先	所在地	開所日・開所時間
総務課	法人運営係 総務担当	(042) 324-8311	国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター内	月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
	貸付担当			
総務課	総合企画係 ボランティア センター担当 (ボランティア活動センターこくぶんじ)	(042) 300-6363	国分寺市東元町3-17-2	月～土曜日(日・祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
	介護支援 ボランティア担当			
地域福祉課	地域福祉係 ※1 地域福祉 コーディネーター担当	(042) 324-9232	国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ内	月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
	相談支援係 ※2 自立支援担当 (自立生活サポートセンターこくぶんじ)			
地域福祉課	※3 権利擁護担当 (権利擁護センターこくぶんじ)	(042) 324-8401	→5月3日(土)までは、 ※1、2は、戸倉4-14 ※3は、日吉町3-29-24	

➤ 情報発信一覧

(法人共通)	アドレス アカウント名
ホームページ	https://www.ko-shakyo.or.jp/
Facebook	https://www.facebook.com/kokubunjishakyo/
Instagram	アカウント名 kokubunji_shakyo

(ボランティア活動センター)	アドレス アカウント名
ホームページ	https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/
ボラセン Blog	https://blog.canpan.info/kokubunjivc/
X(旧Twitter)	アカウント名 @kokubunji_vc
VC こくぶんじ YouTube チャンネル	https://bit.ly/3dlmh8L
メールマガジン(隔週水曜発行)	https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/mmag/

令和7年度 事業計画書

令和7年3月

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

TEL 042-324-8311 FAX 042-324-8722



<https://www.ko-shakyo.or.jp/>